

○新規就農優良農業経営者表彰事業実施要領

平成10年1月6日制定

新規就農優良農業経営者表彰事業実施要領

(目的)

**第1条** この要領は、[就農啓発基金規程\(以下「規程」という。\)](#)**第2条**に基づき実施する新規就農優良農業経営者表彰事業の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(事業の内容)

**第2条** 公益財団法人北海道農業公社(以下「公社」という。)は、新規参入者又は農業後継者(以下「新規就農者」という。)が、就農青年及び就農希望青年の模範となる次に掲げる優良な農業経営を行って  
いる場合に、その新規就農者に対し表彰を行うものとする。

- (1) 特別な飼育あるいは作物管理などにより、品質等に大きな評価を得ていること。
- (2) 新たな経営部門に取り組み、収益の増大等で大きな評価を得ていること。
- (3) 多角的な経営を実践し、経営の安定等で大きな評価を得ていること。
- (4) その他、特に意欲的な取り組みを行い、地域において大きな評価を得ていること。

**第2条の2** 公社は、前条で定める新規就農者のほか、北海道立農業大学校(以下「農業大学校」という。)の課程・部門を終了し、道内で直ちに就農する卒業生で、在学中特に優秀な成績を修め、他の模範となるものに対して表彰を行うものとする。

(地域センターの推薦)

**第3条** 地域担い手育成センター(以下「地域センター」という。)の長は、関係機関・団体と協議の上、第2条に該当すると認められる新規就農者について、新規就農優良農業経営者推薦書に当該市町村を所管する農業改良普及センターの意見書を添えて、公社理事長(以下「理事長」という。)に提出するものとする。

(選考)

**第4条** 理事長は、前条により地域センターから推薦のあった者について、新規就農優良農業経営者選考委員会(就農支援企画会議)に被表彰者の選考を付託するものとする。

(表彰)

**第5条** 理事長は、選考委員会の選考結果に基づき、賞状の授与及び金一封を贈呈し、表彰するものとする。

(農業大学校卒業生に対する表彰)

**第5条の2** 第2条の2で定める農業大学校の卒業生に対する表彰の手続きについては、第3条から第5条までによらず、当該大学校の定めにより選考し、理事長は、その選考結果に基づき、賞状を授与し、表彰するものとする。

(委任)

**第6条** この要領に定めるもののほか、必要な事項については、理事長が別に定めるものとする。

**附 則**

この要領は、平成 10 年1月6日から施行する。

**附 則**(平成 12 年 11 月6日)

この要領は、平成 12 年 11 月6日から施行する。

**附 則**(平成 21 年1月 30 日)

この要領は、平成 21 年1月 30 日から施行する。

**附 則**(平成 21 年4月1日)

この要領は、平成 21 年4月1日から施行する。

**附 則**(平成 24 年4月1日)

この要領は、平成 24 年4月1日から施行する。